

愛知県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 趣旨

愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正（令和8年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第1号）により、聴聞等の手続において不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の公示の方法について規則で定めることとされたことから、不特定多数の者が公示事項を閲覧することができる方法を規定するもの。

2 改正の概要

(1) 不特定多数の者が公示事項を閲覧することができる方法として、行政庁の電子計算機と公示事項を閲覧する者の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のいずれにも該当するものと規定する。

ア 行政庁の電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の電子計算機の映像面に表示するものであること。

イ インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものであること。

(2) その他、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和8年5月21日